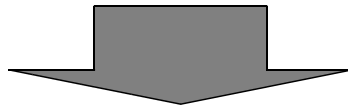


学級編制の弾力化にかかる制度改正経緯

【平成13年度～】（標準法改正）

都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、国の標準（40人）を下回る特例的な学級編制基準を設定することを可能とする。



【平成15年度～】（運用の弾力化）

都道府県の判断により、児童生徒の実態等を考慮して、特例的な場合に限らず、全県一律に国の標準（40人）を下回る一般的な学級編制基準を設定することを可能とする。



【平成16年度～】（運用の弾力化）

都道府県の判断により少人数学級を実施する場合について、関係する学校を研究指定校とすることにより、教育指導の改善に関する特別な研究が行われているものとして、加配定数を活用することを可能とする。

平成23年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について

編制人員 学年区分	30人	31~34人	35人	36~39人	実態に応じて実施	純計
小学校 1 学年	13	3	0	0	8	21
2 学年	12	3	24	2	9	43
3 学年	2	2	14	2	9	28
4 学年	1	1	11	2	10	24
5 学年	1	1	8	3	10	22
6 学年	1	1	9	3	10	23
中学校 1 学年	5	3	27	2	9	42
2 学年	0	2	9	1	9	21
3 学年	0	2	9	1	9	21
純計	14	5	34	4	12	47

- ※ 全県的な措置ではなく、地域や学校の実態に応じ個別の措置を講じている県については、「実態に応じて実施」欄に計上。
- ※ 同一学年でも学級数等により編制人員の取扱いが異なる場合は重複計上。
- ※ 全県的な措置を講じている場合でも、学年1学級の場合には40人標準のままとしているなどの例外措置を設けている場合もある。

◎京都式少人数教育について

30人程度学級が可能な定数配置



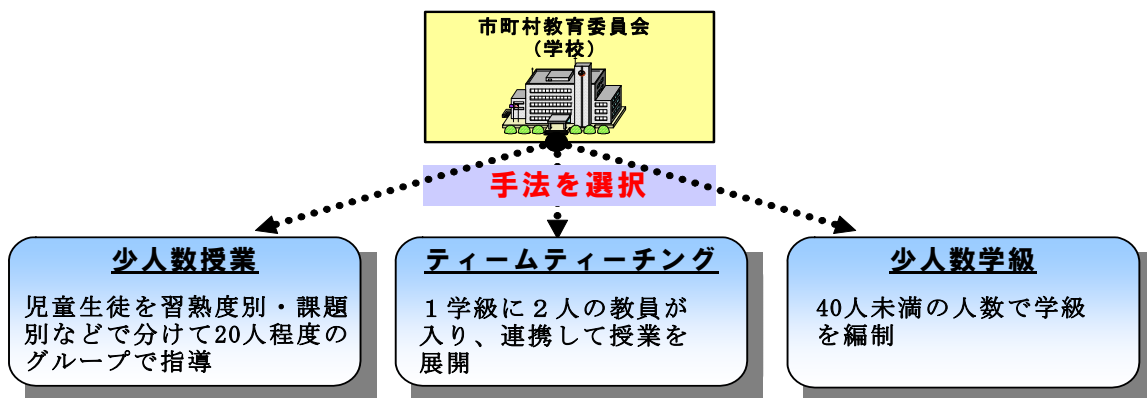
国の加配定数を活用するとともに、京都府の独自措置として定数措置を行い、小中学校において30人程度の学級編制が可能となる定数を配置



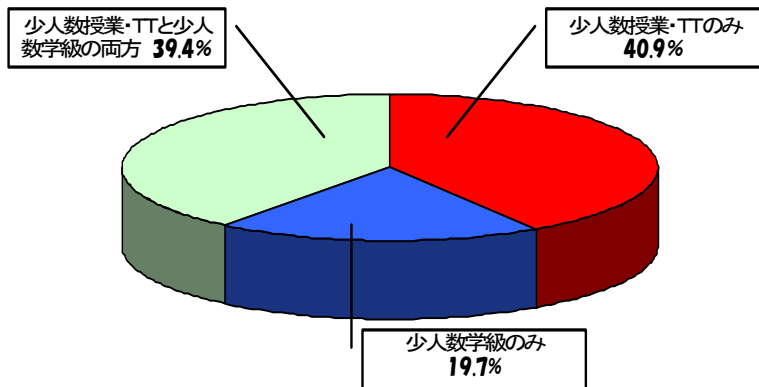
市町村に一括配当・市町村が自由裁量で活用、手法を選択



- ◆教員定数の配当を学校ごとから市町村ごとに変更し、市町村に一括して総定数を配当
- ◆市町村は、一括して配当された定数を市町村の自由裁量により所管する学校に配置
- ◆各市町村教育委員会（学校）は、府教委から配当された定数を活用し、学校や児童生徒の状況に応じて、少人数授業、ティームティーチング（TT）、少人数学級の3手法から選択して少人数教育を展開



手法選択した学校数の割合（平成23年度）



※少人数学級19.7%の内、約半数は少人数授業等も実施している。

○市町村教育委員会は、子どもや地域・学校の状況を踏まえ、主体的かつ弾力的な教員配置が可能



○学校の実情に応じた少人数教育の手法を選択することで、学年の特性や児童生徒の発達段階に即した指導方法・体制が整備できる。

少人数教育は、児童生徒の学力面・生徒指導面の双方に効果

《京都式ものさし》

学力の経年比較に関する調査研究

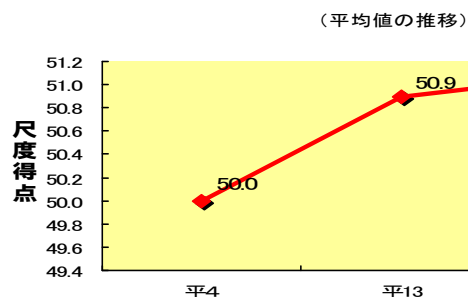
- ★京都府では、平成3年度から全小学6年を対象に府独自の学力診断テストを実施(20年間の実績)
- ★過去のテストを使用し経年比較の調査研究(平4・平13・平22の9年間隔)

【経年比較の方法】

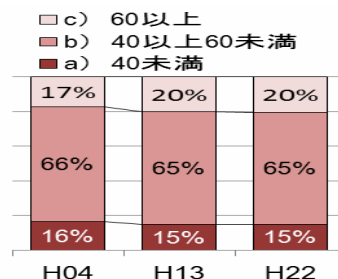
- ① 調査対象年度に実施した診断テストから抽出した問題を府内30校で実施
- ② この調査結果から3か年の尺度を共通化し(京都式ものさし)、調査対象年度の児童全員について比較可能な形で学力を推定
- ③ 平成4年度を平均50点に標準化した上で経年比較



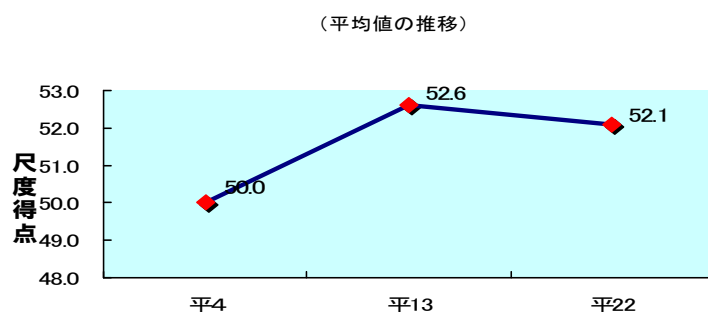
◇ 国語



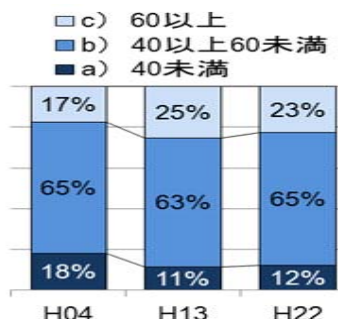
(学力層の推移)



◇ 算数

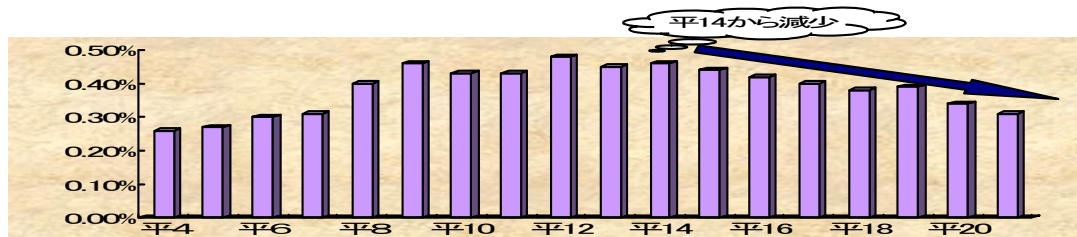


(学力層の推移)



生徒指導上の成果

不登校児童の出現率



学級編制の弾力化の取組① ～京都府教育委員会の例(3)～

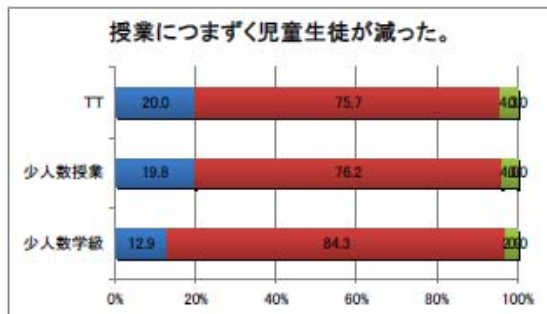
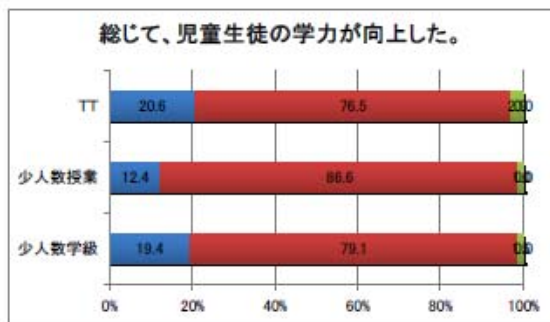
学力向上には、少人数教育いずれの方法も効果的。基礎学力の定着には、ティームティーチングや少人数授業が特に効果的

京都式少人数教育の成果についての意見

《少人数教育推進担当教員等アンケート調査(平成23年度実施)》

■ とてもそうだ
 ■ ややそうだ
 ■ あまりそうでない
 ■ まったくそうでない

学 力

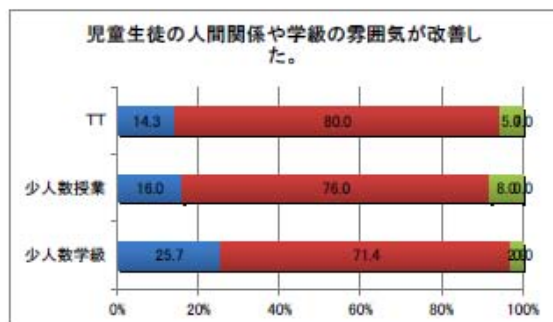
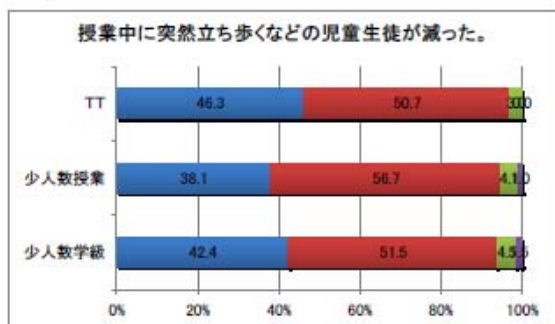


＜ポイント＞

- ◆いずれの方法も学力向上には効果的。
- ◆基礎学力の定着には、TTや少人数授業が特に効果的。

学習規律の確立には少人数教育いずれの方法も効果的。学級経営上は少人数学級が特に効果的

生徒指導



＜ポイント＞

- ◆学習規律の確立には少人数教育の取組が特に効果的。
- ◆学級経営上は、生活集団の規模が小さい少人数学級が特に効果的。

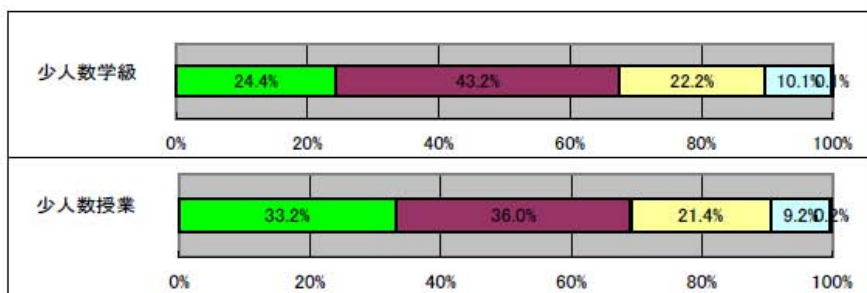
少人数学級、少人数授業ともに児童から高い評価

○小学校児童の意見(平成21年度実施)

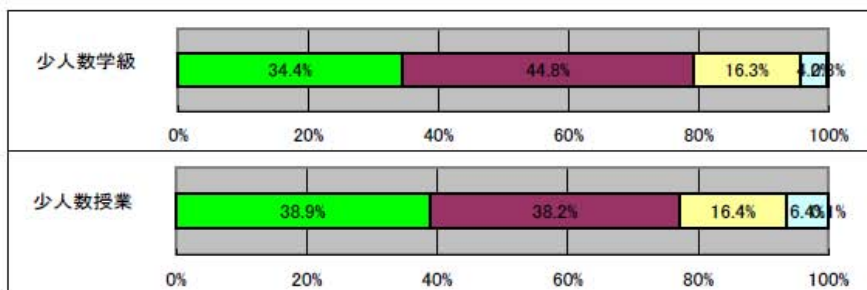
- ・どちらの方法においても、約8割の児童が「授業がよくわかる」と回答
- ・「少人数授業」の方が「授業が楽しい」、「勉強にやる気が出る」と感じている割合が高い

■ そう思う ■ ややそう思う ■ あまり思わない ■ そう思わない ■ 無記入

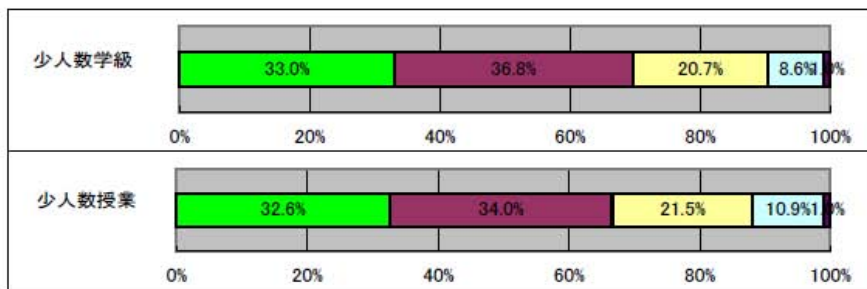
1. 授業が楽しい



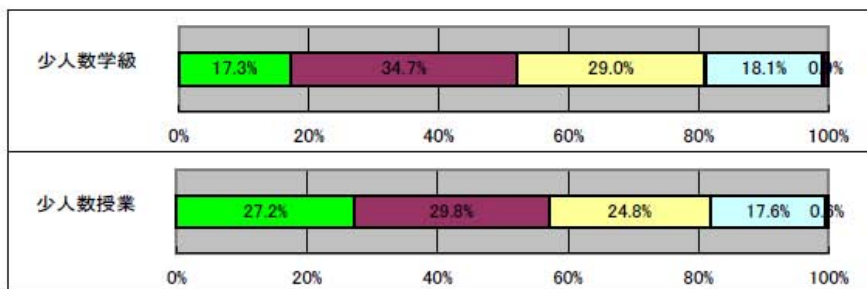
2. 授業がよくわかる



3. ていねいに教えてもらえる



4. 勉強にやる気が出る



◎兵庫県・新学習システムについて

- 小学校 1・2年生:35人学級編制・複数担任制の実施 (H23年～基礎定数)
- 小学校 3・4年生:35人学級編制・少人数学習集団の実施
- 小学校 5・6年生:少人数学習集団の実施、兵庫型教科担任制の実践研究
- 中学校 全学年:少人数学習集団によるきめ細かな指導の推進



16年度(1年生)から順次導入、20年度に小学校4年生まで35人学級導入(指導方法の工夫改善定数等を活用)



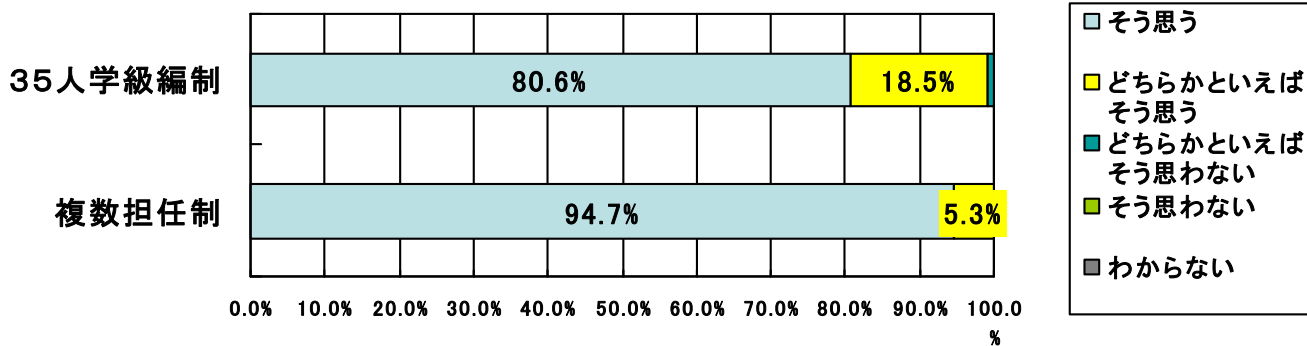
区分	全学校数	35人学級編制等の選択状況			
		対象校数 A(B+C)	35人編制を選択実施		複数担任制・少人数学習を実施 C
			校数	B 実施率 B/A	
1年生	792校	164校	163校	99.4%	1校
2年生		168校	151校	89.9%	17校
3年生		191校	169校	88.5%	22校
4年生		181校	148校	81.8%	33校

学級編制の弾力化の取組② ～兵庫県教育委員会の例(2)～

学習面でのつまずきのある児童への素早い対応は複数担任制が、入学当初の児童の心の安定など一人一人に応じた生活指導については少人数学級の評価が高い

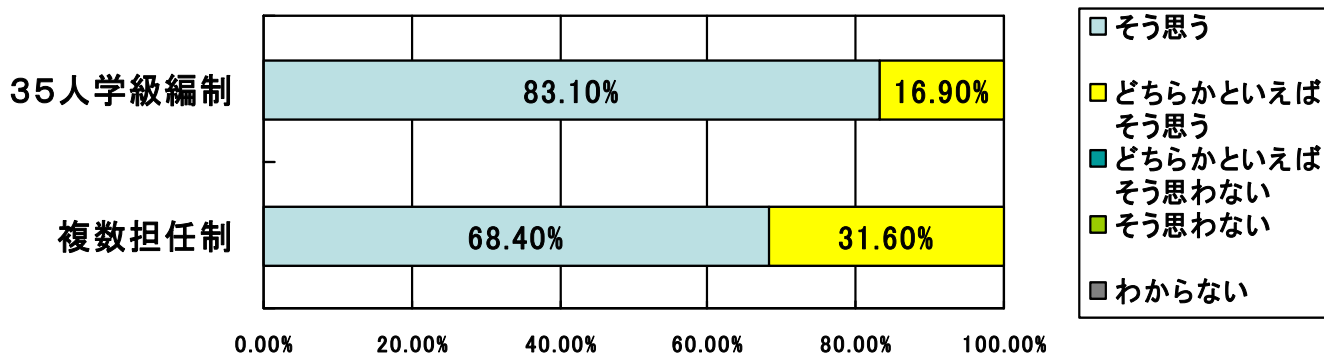
学習面でのつまずきのある児童に素早く対応ができるかについて、「そう思う」と回答している割合は「複数担任制」が「35人学級編制」より14.1ポイント高い

・「学習面でのつまずきのある児童に素早く対応ができるか」



入学当初の児童の心の安定など、一人ひとりに応じた生活指導ができるかについて、「そう思う」と回答している割合は「35人学級編制」が「複数担任制」より14.7ポイント高い

・「入学当初の児童の心の安定など、一人ひとりに応じた生活指導ができるか」



平成23年度 少人数学級の実施拡充状況

(平成23年5月1日現在)

番号	都道府県名	平成22年度 実施状況		平成23年度 拡充状況	
		対象学年	学級編制	対象学年	学級編制
1	青森	小1・2、中1	33人以下	小1～ 3 ・中1	33人以下
2	秋田	小1・2、中1	30人程度	小1～ 3 、中1	30人程度
3	山形	小全学年、中1・2	21～33人	小1 小2～6、中1～ 3	18 ～33人 21～33人
4	栃木	中全学年	35人以下	(小1) 中全学年	(35人以下) 35人以下
5	群馬	小1・2 小3・4	30人以下 35人以下	小1・2 小3・4、 中1	30人以下 35人以下
6	千葉	小1 小2 小3～6 中1 中2・3	35人以下 36人以下 38人以下 36人以下 38人以下	小2 小3～6 中1 中2・3	35人以下 38人以下 36人以下 38人以下
7	東京	小1 中1	39人以下 39人以下	(小1) 小2 中1	(35人以下) 39人以下 38人以下
8	石川	小1・2、中1	35人以下	小2・ 3・4 、中1	35人以下
9	福井	小5・6 中1 中2・3	36人以下 30人以下 33人以下	(小1) 小5・6 中1 中2・3	(35人以下) 36人以下 30人以下 32人以下
10	山梨	小1・2 中1	30人以下 35人以下	小1・2 小3 ・中1	30人以下 35人以下
11	長野	小全学年	35人以下	小2～6、 中1	35人以下
12	岐阜	小1・2	35人以下	小2、 中1	35人以下
13	静岡	小6、中全学年	35人以下	(小1) 小5・6 、中全学年	(35人以下) 35人以下
14	京都	小全学年	30人程度 ※	小全学年 中全学年	30人程度※ 35人以下※
15	和歌山	小全学年 中全学年	35～38人以下 35人以下	(小1) 小2～6 中全学年	(35人以下) 35～38人以下 35人以下
16	岡山	小5・6、中全学年	35人以下	(小1) 小5・6、中全学年	(35人以下) 35人以下
17	山口	小1～4、中全学年	35人以下	小2～4、 小5～6 、 中全学年	35人以下
18	徳島	小1・2、中1	35人以下	小2・ 3 ・中1	35人以下
19	香川	小6、中全学年	35人以下	(小1) 小2 小3～5、小6、中全 学年	(35人以下) 35人以下 35人以下
20	愛媛	小1	35人以下	小2	35人以下
21	福岡	小全学年、中1	35人以下	小2～6、中1、 中2 ～3	35人以下

※ **赤字**が拡充した内容。

※ 下線は、平成22年度に小1の35人以下学級を実施していなかった県（7都県）。

※ 上記の21県中栃木、和歌山、岡山を除く18県において独自の取組により少人数学級を導入

※ 市町村教育委員会からの要望に応じて一部実施しているものも含む。

※ 京都府では、市町村の選択により小学校で30人程度学級、中学校で35人以下学級が可。

平成23年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況

都道府県	校種	学年	概要
北海道	小 中	2年 1年	学年2学級以上で、1学級の平均児童・生徒数が35人を超える学校で35人以下学級 (市町村教委からの要望)
青森県	小 中	1～3年 1年	学年2学級以上の学校で33人以下学級
岩手県	小 中	2年 1年	35人以下学級 35人以下学級の編制可(市町村教委からの要望)
宮城県	小 中	2年 1年	35人以下学級
秋田県	小 中	1～3年 1年	学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小	1年	学年児童数67人以上、学年2学級以上の学校で18～33人学級(市町村教委からの要望)
	中	2～6年 全学年	学年児童生徒数67人以上、学年2学級以上の学校で21～33人学級(市町村教委からの要望)
福島県	小	1・2年	30人以下学級
		3～6年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
	中	1年 2・3年	30人以下学級 30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)
茨城県	小 中	2～4年 1年	児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
栃木県	中	全学年	35人以下学級
群馬県	小	1・2年	30人以下学級
	中	3・4年 1年	35人以下学級
埼玉県	小	2年	児童生徒の実態を考慮した35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	児童生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)
千葉県	小	2年	35人以下学級(市町村教委からの要望)
		3～6年	38人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年 2・3年	36人以下学級(市町村教委からの要望) 38人以下学級(市町村教委からの要望)
東京都	小	2年	1学級の平均児童数が39人を超える学年で39人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択
	中	1年	1学級の平均生徒数が38人を超える学年で38人以下学級、T・T又は少人数指導を学校長が選択
神奈川県	小	2～6年	研究指定校による35人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も対象、市町村教委からの要望)
	中	全学年	
新潟県	小	1・2年	32人以下学級(前年度の学級数を維持する場合も含む。市町村教委からの要望)
	中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
富山県	小	2年	研究指定校において35人以下学級
	中	1年	研究指定校方式による少人数(35人以下)学級又は少人数指導を、市町村教委が校長の意見を聞き選択
石川県	小	2年	平均児童数が35人を超える場合に35人以下学級又はT・T(学校長が選択)
	中	3・4年 1年	平均児童生徒数が35人を超える場合に35人以下学級(学校長が選択)
福井県	小	5・6年	36人以下学級
		1年	30人以下学級
	中	2・3年	32人以下学級
山梨県	小	1・2年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級 (市町村教委からの要望)
		3年	学年2学級以上で、1学級の平均児童生徒数が35人を超える学校で35人以下学級 (市町村教委からの要望)
長野県	小	2～6年	35人以下学級
	中	1年	35人以下学級(市町村教委及び学校の判断による少人数学習集団編成(英語・数学)との選択制)
岐阜県	小	2年	35人以下学級
	中	1年	
	小・中	全学年	
静岡県	小	5・6年	学年2学級以上で、1学級の平均児童生徒数が35人を超える学校で35人以下学級 (1学級の人数の下限を25人に設定)(市町村教委からの要望)
	中	全学年	

都道府県	校種	学年	概要
愛知県	小	2年	研究指定校において35人以下学級
	中	1年	
	小・中	全学年	
三重県	小	1年	30人以下学級下限25人(学年児童数97人以上が対象)
		2年	30人以下学級下限25人(学年児童数73~80人、及び97人以上が対象)
	中	1年	35人以下学級下限25人
	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
滋賀県	小	2~3年	35人以下学級
		4~6年	児童の実態や教育課題を考慮し、少人数指導またはいずれか1つの学年での35人以下学級を学校長が選択
	中	1年	35人以下学級
京都府	小	全学年	30人程度の学級編制が可能となる定数を措置
	中		35人を超える学級規模の解消が可能となる定数を措置
大阪府	小	2年	35人以下学級
	小・中	全学年	1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
兵庫県	小	2~4年	研究指定校において35人以下学級(市町村教委からの要望)
奈良県	小・中	全学年	30人を超える学級で少人数学級編制を研究指定校として実施(市町村教委からの要望)
和歌山県	小	2~6年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級以下の学校で38人以下学級
	中	全学年	研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年	30人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	1年	33人以下学級(市町村教委からの要望)
島根県	小	1・2年	1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)
岡山県	小	5・6年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
	中	全学年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(3・4学級は市町村教委からの要望)
広島県	小	2年	学年3学級以上の学校で35人以下学級
山口県	小	2~6年	35人以下学級
	中	全学年	
徳島県	小	2・3年	35人以下学級
	中	1年	
香川県	小	2年	原則35人以下学級(市町村教委からの要望による40人以下学級を除く)
	中	3~6年 全学年	2学級以上の学年で、1学級平均35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)
愛媛県	小	2年	35人以下学級
	中	3~6年 全学年	児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級 生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1~4年	研究指定校において少人数学級を実施 (小1・2は30人以下学級、小3・4は35人以下学級、中1は30人以下学級)
	中	1年	
福岡県	小	2~6年	1学級当たり児童生徒数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施 (市町村教委からの要望)
	中	全学年	
佐賀県	小	2年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択
	中	1年	1学級の生徒数が平均35人を超える場合、35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択
長崎県	小	1年	30人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
		2・6年	35人以下学級(教室不足等により実施できない場合を除く)
	中	1年	
熊本県	小	2年	
大分県	小	1・2年	30人以下学級(小1は18人下限、小2・中1は20人下限)
	中	1年	
宮崎県	小	1・2年	学年児童数が31~35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年	35人以下学級
	小・中	全学年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)
鹿児島県	小	1・2年	学年児童数が31~35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年	生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級(下限25人)
		2年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で30人以下学級(下限25人)及び35人以下学級

加 配 定 数 に つ い て

1. 加配定数の制度化経緯

◎ 加配定数は、昭和44年の義務標準法改正で制度化。

〔※昭和44年度は次の内容の加配定数を創設。〕

①産炭、同和地区等の教育困難校への加配（現在の「児童生徒支援加配」）

②長期研修者の代替教員（現在の「研修等定数」）

◀ その後、以下の内容の加配定数を順次制度化 ▶

○ 平成元年度に、初任者研修に係る加配定数を制度化。

○ 平成5年度に、ティームティーチングによる指導、通級指導及び日本語指導に係る加配定数を制度化。

○ 平成13年度に、少人数指導、養護教諭、栄養教諭及び事務職員に係る加配定数を制度化。

○平成20年度に、主幹教諭に係る加配定数を制度化。

2. 近年の加配定数の改善経緯

◎第7次教職員定数改善計画（平成13年度～17年度）

基礎学力の向上ときめ細かな指導の充実を図るため、平成13年度から17年度までの5ヵ年計画で、基本3教科で20人程度の少人数指導を実施するための加配定数など総数26,900人（うち、加配定数の改善：23,914人）の教職員定数を改善。

◎平成18年度以降、教職員定数改善計画の策定無し

平成17年8月に、第8次教職員定数改善計画案（平成18年度～22年度までの5ヵ年計画）を公表し、その初年度分を平成18年度概算要求に盛り込んだが、同年11月に、経済財政諮問会議で公務員の定員削減を進めることなどを内容とする「総人件費改革基本方針」【別紙3参照】が示されたことを受け、教職員定数改善計画の策定は見送られた。

その後、行政改革推進法（平成18年6月制定）や基本方針2006（平成18年7月閣議決定）による定数改善の抑制方針が示されたことから、計画に基づく定数改善は行わず、毎年度、行政改革推進法の範囲内で加配定数を改善。

○平成18年度予算

<概算要求>

個に応じたきめ細かな指導の充実を図るため、第8次教職員定数改善計画案に基づき、初年度分として、少人数指導や通級指導、食育の充実など1,000人の教職員定数の改善（うち、加配定数の改善：625人）を概算要求に計上。

<予算査定>

計画の策定は見送るが、研修等定数の一部を削減（△210人）した上で、通級指導及び食育の充実のための加配定数を329人改善。

○平成19年度予算

＜概算要求＞

特に緊急の対応を要する今日的な教育課題に対応できるよう、通級指導や食育の充実など331人の加配定数の改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

研修等定数の一部を削減（△292人）した上で、通級指導や食育の充実のための加配定数等を要求どおり331人改善。

○平成20年度予算

＜概算要求＞

「社会総がかりで教育再生を」（教育再生会議第一次報告）を踏まえ、教員の子どもと向き合う時間を拡充する観点から、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、習熟度別少人数指導、食育の充実など7,121人の加配定数の改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

研修等定数の一部を削減（△156人）した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数を1,195人改善。

○平成21年度予算

＜概算要求＞

子どもたちの学力の向上と規範意識の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるため、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実など1,500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

研修等定数の一部を削減（△161人）した上で、主幹教諭のマネジメント機能の強化や通級指導、食育の充実のための加配定数等を1,000人改善。

○平成22年度予算

＜概算要求＞

確かな学力の育成を図る観点から、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保するとともに、新学習指導要領の円滑な実施を図るため、理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実、主幹教諭のマネジメント機能の強化など5,500人の加配定数の改善を概算要求に計上。

＜予算査定＞

理数教科の少人数指導や通級指導、食育の充実のための加配定数等を4,200人改善。

○平成23年度予算

＜概算要求＞

新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)の初年度分として小学校1・2年生で35人以下学級を実現するために必要な8,300人の教職員定数（基礎定数）の改善を概算要求に計上。※加配定数は前年度同数を計上

＜予算査定＞

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な教職員定数4,000人を措置するため、既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数（基礎定数）とは別に毎年度の予算の範囲内で特例的に措置しているもの。国は都道府県から提出された申請を受けて、加配の種類ごとに総数を配分。

$$\text{都道府県の教職員定数} = \text{基礎定数} + \text{加配定数}$$

平成23年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどのきめ細かな指導や小学校における教科専門的な指導による指導方法改善	39,423人
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
特別支援教育 (法15条3号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導への対応や特別支援教育コーディネーターの配置等	4,741人
主幹教諭の配置 (法15条4号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条6号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,083人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条5号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合 計		58,805人

加配教職員定数の推移（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

加配教職員定数一覧

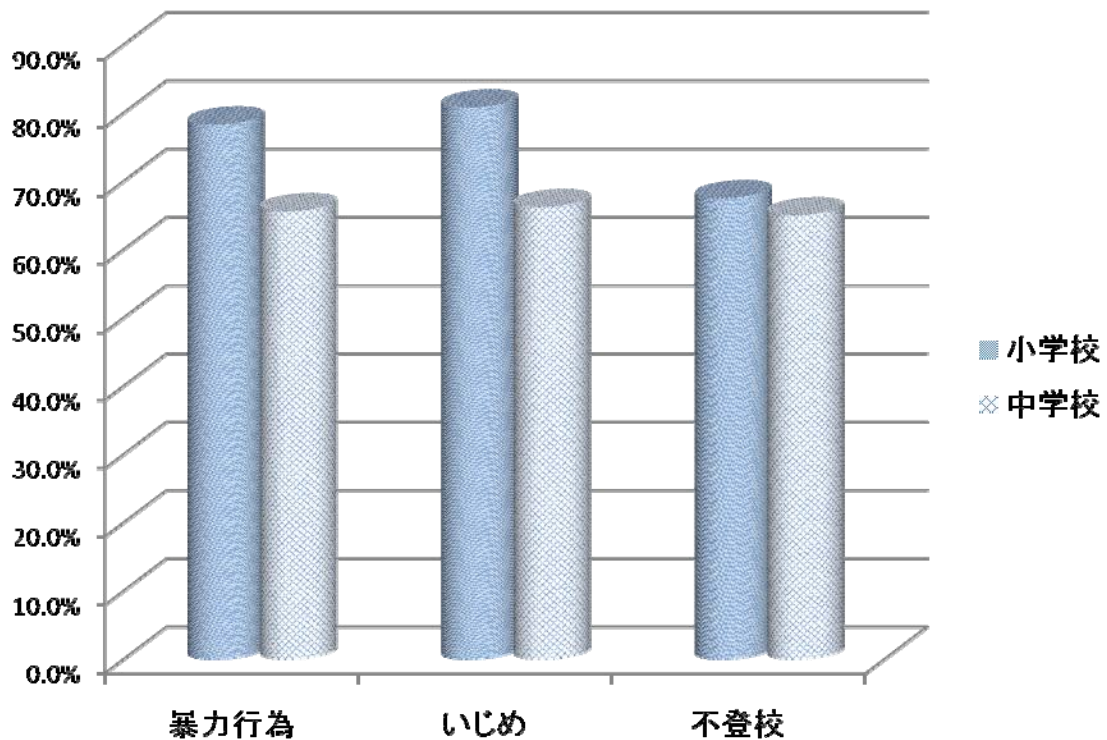
加配事項	H18	H19	H20	H21	H22	H23
指導方法工夫改善 (法7条2項)	39,071人	39,071人	39,071人	39,071人	(+2,052) 41,123人	(△1,700) 39,423人
児童生徒支援 (法15条2号)	6,377人	6,377人	6,377人	(+50) 6,427人	(+250) 6,677人	6,677人
特別支援教育 (法15条3号)	(+282) 2,193人	(+311) 2,504人	(+171) 2,675人	(+335) 3,010人	(+1,731) 4,741人	4,741人
主幹教諭の配置 (法15条4号)	—	—	(+1,000) 1,000人	(+448) 1,448人	1,448人	1,448人
研修等定数 (法15条6号)	(△210) 5,692人	(△292) 5,400人	(△156) 5,244人	(△161) 5,083人	5,083人	5,083人
養護教諭 (法15条2号)	188人	188人	188人	(+47) 235人	(+47) 282人	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	(+47) 141人	(+20) 161人	(+24) 185人	(+47) 232人	(+47) 279人	279人
事務職員 (法15条5号)	726人	726人	726人	(+73) 799人	(+73) 872人	872人
合計	(+119) 54,388人	(+39) 54,427人	(+1,039) 55,466人	(+839) 56,305人	(+4,200) 60,505人	(△1,700) 58,805人

※上段()書きは対前年度増減、研修等定数の[]書きは内数。

児童生徒支援加配の効果 ～大阪府教育委員会の取組～

児童生徒支援加配により、教員が配置された学校の多くで、問題行動が減少

問題行動等の減少した学校の割合
(平成21年度配置校)



小学校	78.3%	80.8%	67.5%
中学校	65.6%	66.2%	65.0%

小規模校への加配により、学習意欲の向上・学習指導の充実等が図られる

◎小学校まなび・ふれあい充実事業(平成21年度～)

1 小学校の教科担任制のねらい

- 普通学級6～7学級の小学校へ臨時講師を1名加配
- 教科担任制を生かした教育課程の編成、指導方法の工夫改善

小学校教員 { ○子ども理解のプロ→◎複数の目による子ども理解
・教科指導のプロ→○得意教科を生かした指導

小規模小学校の活性化

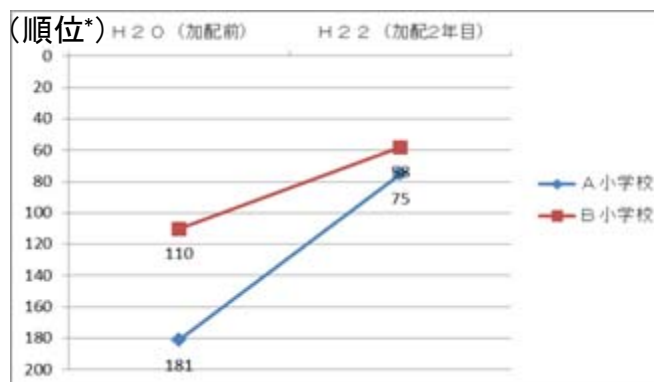
2 教員1名配置によるメリット

* 加配によって生み出された時間を活用して、他の教員も得意分野を生かした教科指導を担当する

期待される効果

- ①学習意欲の向上と学習指導の充実
→ 児童の興味・関心の喚起
- ②触れ合いの確保による児童理解の充実
→ 児童や保護者の安心感や信頼感が増大
- ③教育課程の工夫による学校課題の解決
- ④小・中学校の円滑な接続

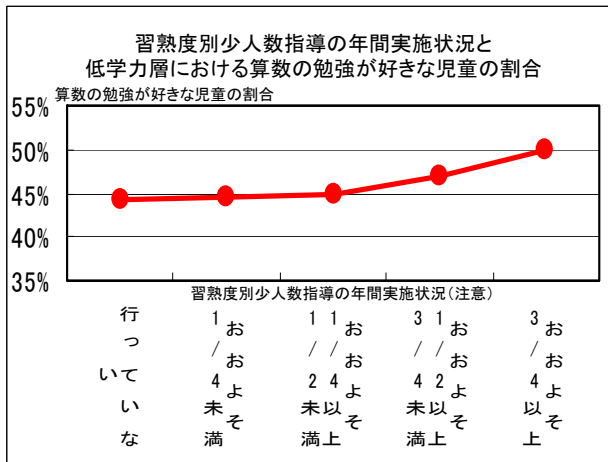
(県学習状況調査)



* 順位は秋田県内の公立小学校を母集団としたもの

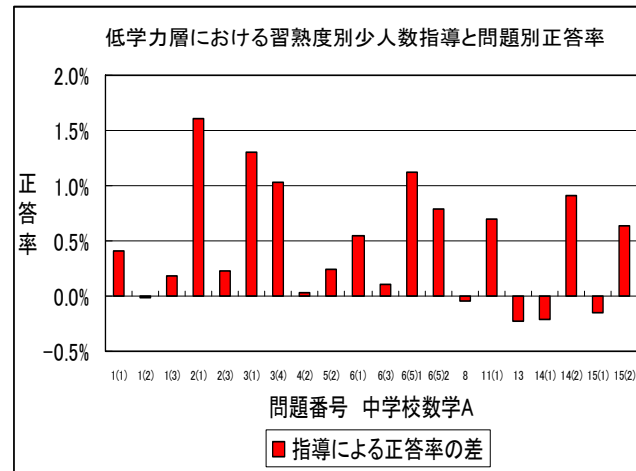
習熟度別少人数指導の効果

○習熟度別少人数指導を行うことにより、低学力層の児童生徒の学習に対する関心・意欲・態度が高まる傾向

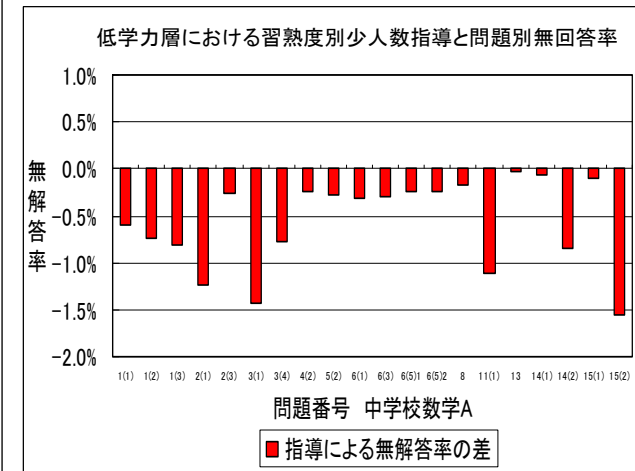


(注)年間授業時間に占める習熟度別少人数実施時間の割合を各学校にて回答したもの

○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも正答率が高い

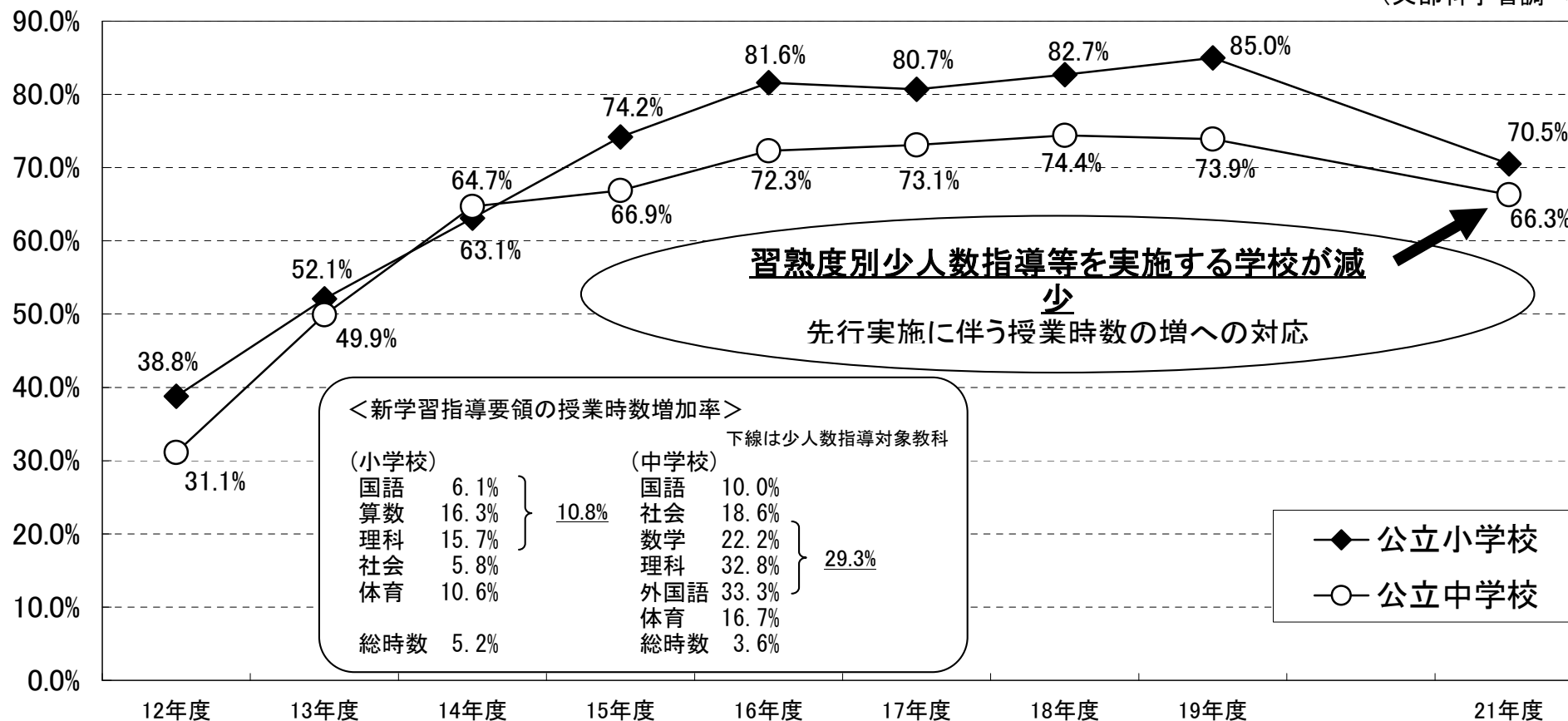


○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも無回答率が低い(=解答意欲が高い)



習熟度別少人数指導等の実施校の割合

(文部科学省調べ)



※ 数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

※ 数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

※ 平成20年度から学校の負担軽減の観点から隔年調査としたため、平成20年度は未調査。

教科担任制、少人数授業に対して児童・保護者・教師の評価は高い

◎小野市における教科担任制

- ・対象学年...市内全8小学校の5・6年生
- ・実施年度...平成22年度より完全実施(兵庫県全体では平成24年度～)
- ・実施内容

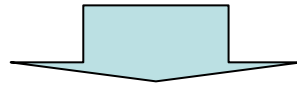
○【教科担任制】と【少人数授業】を併用

＜教科担任制＞学級担任が教科交換

国・社・算・理から2教科以上を交換

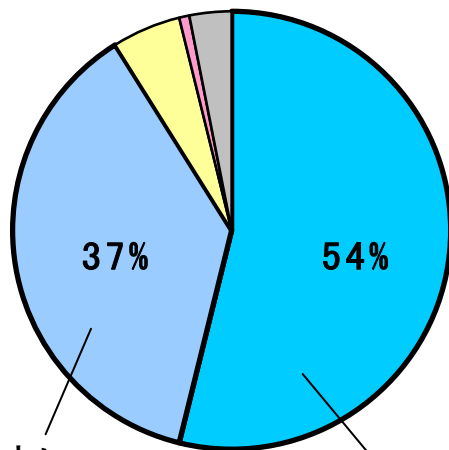
＜少人数授業＞加配教員と担任による少人数授業

教科は算・理

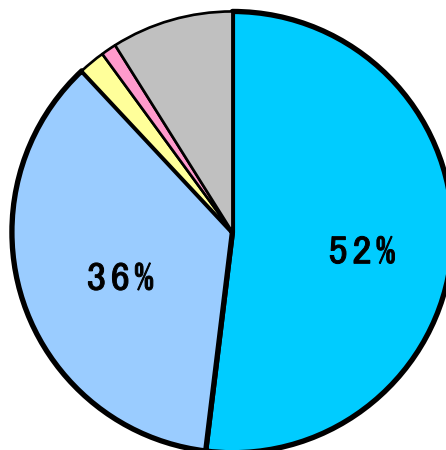


教科担任制に対して、児童・保護者・教師も高評価

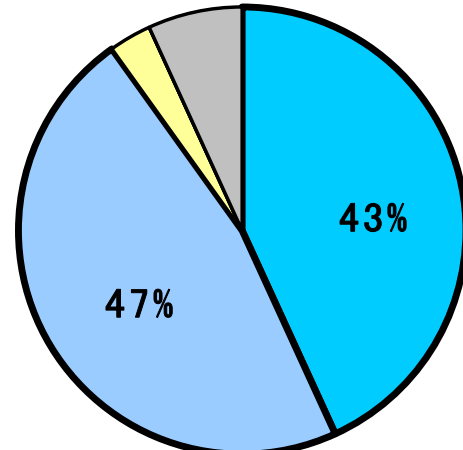
児童の評価



保護者の評価



教師の評価



少人数授業に対する評価も、保護者評価で93%が肯定的評価をするなど高評価

教科等の担任制の実施状況（小学校のみ）（平成21年度）

出典「平成21年度公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査の結果について」

注1 ここでの教科担任制とは、一部の教科等について、年間を通じてある学年の全学級を対象に実施する学校数を記入している。（教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。）

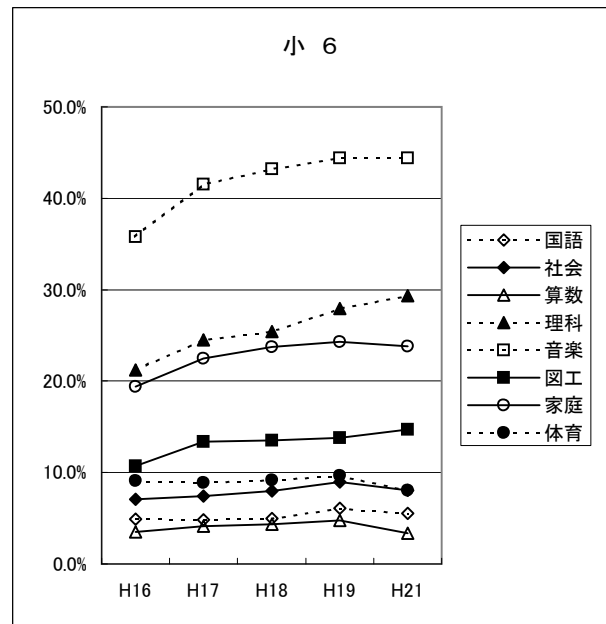
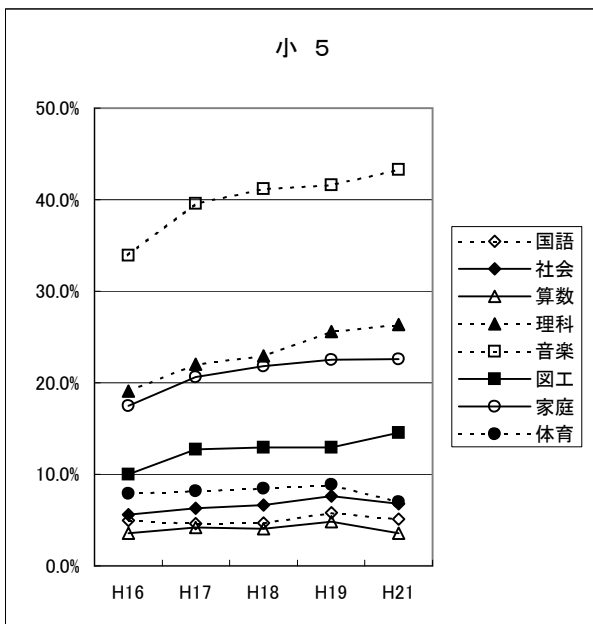
教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	0.7%		0.6%		0.3%	7.4%	2.5%		3.0%	
第2学年	1.4%		1.0%		0.6%	11.8%	4.5%		3.6%	
第3学年	3.6%	3.0%	2.4%	11.7%		29.5%	10.5%		4.7%	
第4学年	4.0%	3.7%	2.4%	17.8%		37.1%	13.2%		5.2%	
第5学年	5.1%	6.8%	3.5%	26.4%		43.3%	14.5%	22.6%	7.0%	3.8%
第6学年	5.5%	8.0%	3.3%	29.4%		44.4%	14.7%	23.8%	8.1%	4.1%

は、15%以上

（参考）平成19年度調査

教科	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育
第1学年	1.2%		1.4%		1.0%	7.7%	2.3%		4.2%
第2学年	1.9%		2.1%		1.3%	11.8%	3.6%		4.9%
第3学年	4.8%	3.2%	3.5%	12.1%		28.3%	8.5%		5.8%
第4学年	5.3%	4.4%	4.1%	17.2%		36.7%	11.6%		6.3%
第5学年	5.8%	7.6%	4.8%	25.6%		41.6%	13.0%	22.5%	8.9%
第6学年	6.1%	8.9%	4.7%	28.0%		44.4%	13.8%	24.3%	9.7%

は、15%以上



来年度以降の学級編制の標準の引き下げを求める地方からの主な意見

＜意見のまとめ＞

- 教育委員会関係団体、校長会等教育団体は計画的な教職員定数の改善を強く要望。
- 全国知事会も、小学校2年生から中学校に係る学級編制の標準の順次改訂を要望。全国市長会も、法改正等による学級編制及び教職員定数の標準の見直しを要望。
- とりわけ、平成24年度からの小学校2年生の35人以下学級の確実な実現を要望する団体が多い。（指定都市教育委員・教育長協議会、全国町村教育長会、全国連合小学校長会等）
- 平成24年度からの中学校1年生の35人以下学級の実現を要望する団体もある。（全日本中学校長会、全国都市教育長協議会、日本教職員組合等）
- 地方公共団体からも、小学校2年生以降の35人以下学級の実現に関する要望が多数寄せられている。

【教育関係団体からの意見（一部抜粋）】（※）

（全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会）

- 多くの都道府県においては、これまで様々な形態による少人数学級の取組が進められてきており、「授業につまずく児童生徒が減った」「発言や発表の機会が増え、児童生徒が積極的に授業に参加するようになった」「子どもたちが落ち着いて学校生活を送れるようになった」など、学習・生活の両面で成果が見られたところである。

今年度には、小学校第1学年においてのみ35人以下学級が実現したところであるが、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子どもたちの学習・生活の両面の成長を図る観点から、小学校第2学年以降においても35人以下学級を早期に実現できるよう最大限の努力をすべきである。

（指定都市教育委員・教育長協議会）

- 子ども一人一人と向き合う時間を確保し、きめ細かで質の高い教育を実現するために、平成22年8月27日付の「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）」に基づき、小学校1・2年生の30人以下学級、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級編制の計画的かつ早期の実現に必要となる、財源確保及び法改正を速やかに行うよう求める。

※ 今後の学級規模及び教職員配置の適正化に関する文部科学省からの意見照会の結果をまとめたもの（詳細は別添参照）

- ・ 照会期間：平成23年6月～7月
- ・ 意見照会団体：教育関係団体、地方3団体等 計27団体

- 特に、小学校1年生から2年生への進級時において、学校生活への適応、学級経営の充実等の面からも、学級編制基準の段差による機械的なクラス替えは避けることが望ましく、平成24年度における小学校2年生の学級編制基準の確実な引き下げを求める。

(全国都市教育長協議会)

- 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について
 - ・ 平成22年8月に発表された新定数改善計画(案)が最低の基準と考える。新指導要領と連携したものと考えており、24年度は中学校1年生にも拡大すべきである。また、可能な限り実施学年の前倒しを図るべきである。

(全国町村教育長会)

- きめ細かで質の高い教育を行うためには、多くの教職員が目をかけ、手をかけることが必須です。
- 小学校1年生だけでも、35人以下学級が実現したことは、評価できますが、このことだけで、少人数学級の実績を判断できないと思われます。最低、小学校2年生までの継続的な学級経営が必要です。
- そのためにも、当初の計画通り、小学校2年生から中学校に至るまで、学級編制の標準を早期に改訂し、35人以下学級の実現を強く希望いたします。

(全国連合小学校長会)

- 小学校第2学年以降においても学級編制の標準を40人から35人以下に引き下げることが望ましい。
 - ・ 第1学年の進級に合わせて学級編制の標準を引き下げない場合、再び第2学年で学級編制を行うこととなり学校での混乱が予測される。第2学年以降においても学級編制の標準を引き下げてください。

(全日本中学校長会)

- 今後に向けた計画的・安定的な学級規模・教職員配置の適正化方策について
 - ・ 最近の中学校1年生には、新しい環境で適切な人間関係を自分で働きかけて作ることができないことを起因とする不登校やいじめなど、多くの課題が集中して出現している。適切な人間関係を構築し適応力を身に付けさせていくためには、できる限り小規模の集団の中で人間関係を築く機会を与えることが必要である。また通常学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒が年々増加している。学級の秩序を維持し、生徒一人一人にきめ細かく対応していくためにも小規模学級への要望は切実な状況にある。このような現状のなかで、中学校1年生への35人学級の導入が見送られることがあってはならない。平成24年度から中学校1年生の学級編制標準の引き下げを行い、早急に中学校3年生まで拡大することを要望する。

(日本教職員組合)

- 小学校2学年から6学年までの35人以下学級の実施については今年度の1年生の実施を受け、今後、学年進行で行い、5カ年計画で完結すべきです。その後、6カ年計画で30人以下学級に移行すべきです。また、中学校については、来年度から新学習指導要領の全面実施にあわせて、35人以下学級を1年生から学年進行で実施し、今後3カ年で実施すべきです。その後、3カ年計画で30人以下学級に移行すべきです。

【地方3団体からの意見（一部抜粋）（※）】

（全国知事会）

- 昨年度策定された「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」による35人・30人学級の推進は、小学校第1学年の35人学級の実現のみにとどまっていることから、新学習指導要領の円滑な実施や少人数指導及び少人数学級に対応した中長期的な「教職員定数改善計画」を早期に策定し、公立の小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む）に係る学級編制の標準を順次に改定すること。
なお、学級編制の標準の引き下げにあたっては、既存の加配定数を削減することなく実施するとともに、必要な財源を確保すること。

（全国市長会）

- 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

（全国町村会）

- 本年6月に設置された「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」における検討にあたっては、教育水準の維持・向上という観点から、「学級編制及び教職員定数の標準を引き続き見直すべきである」ことを本会の意見として提出する。

【地方公共団体からの来年度の予算要望等（一部抜粋）】

（東京都教育委員会）

- （現状・課題）都内公立小学校においては、小学校第1学年から第2学年への進級に際して、約9割の学校が学級編制替えを行ってないことから、仮に平成24年度に小学校第2学年の35人編制が実施されないとすると、該当学級は学級編制替えにより学級規模を拡大することになり、学校現場において大きな混乱が予想される。
- （具体的要求内容）平成23年度に35人編制を実施した小学校第1学年において、学年進行時に学級編制替えによる混乱を来さないよう、平成24年度から小学校第2学年において35人編制を実施すること。

（長野県教育委員会）

- 小学校第1学年から第2学年にかけては、学習・生活習慣が形成される時期であり、学級編制標準が同一であることが必要だと考えます。つきましては、更に小学校第2学年の学級編制標準を35人へ引き下げてくださいよう要望します。

※ この他の地方公共団体からも、上記のものと同様に、小学校2年生以降の35人以下学級の実現に関する要望が多数寄せられている。